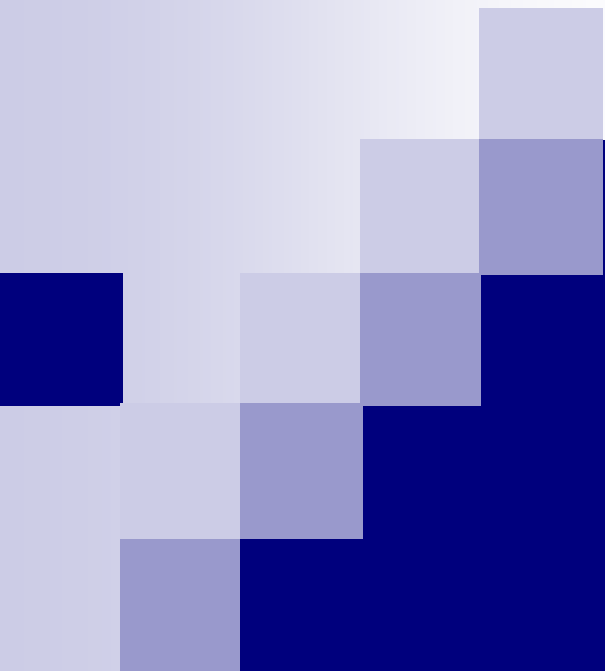


A decorative graphic on the left side of the slide, consisting of a grid of squares in various shades of blue and purple, arranged in a stepped pattern.

FATCA 第二次ガイダンスに対する 意見書の提出について

日本証券業協会

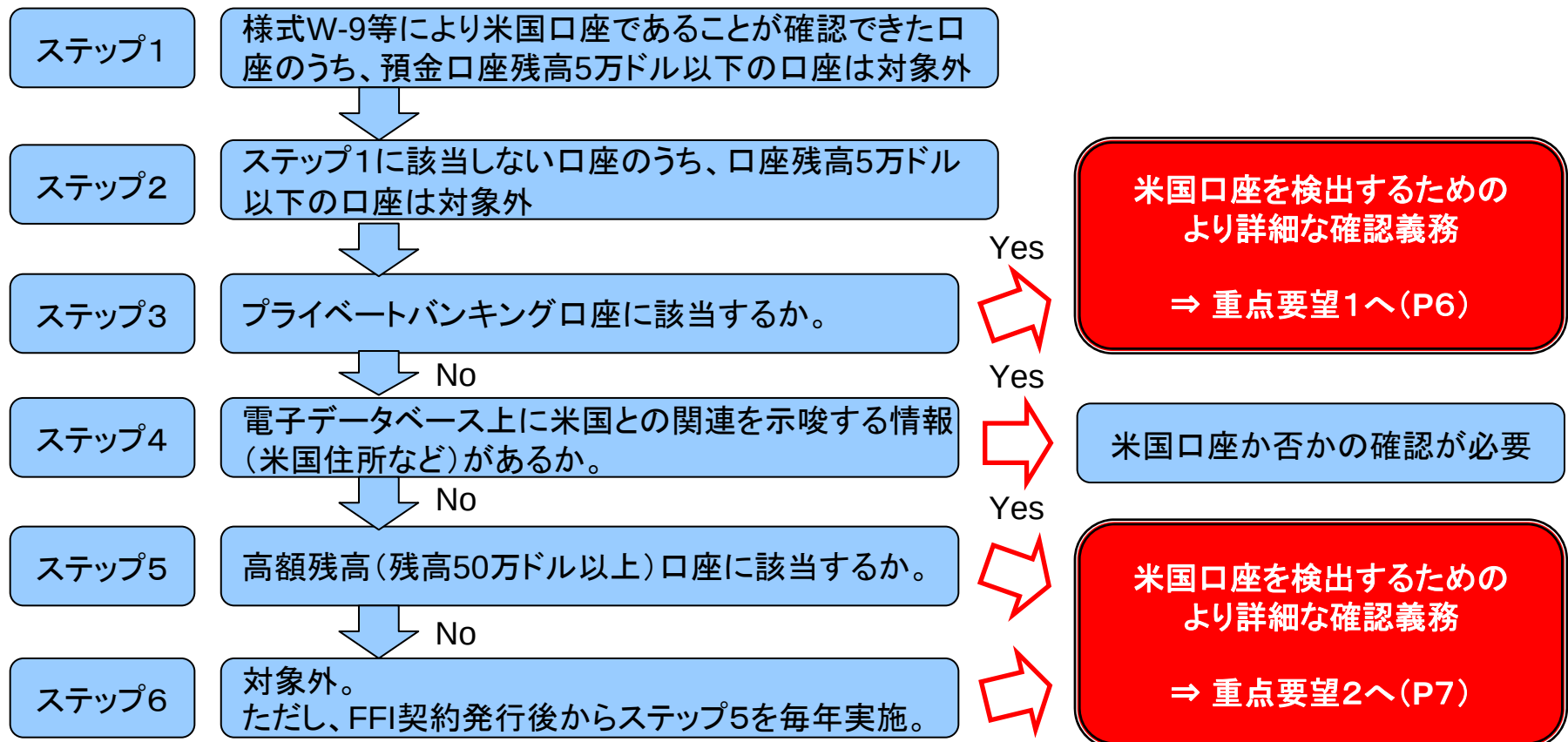
2011年6月7日

背景

- 本年4月8日(米国時間)、米国の内国歳入庁(IRS)は、「外国口座税務コンプライアンス法」(Foreign Account Tax Compliance Act: FATCA)の細則である財務省規則の骨子案に当たる第二次ガイダンス(Notice 2011-34)を公表した。
- 第二次ガイダンスでは、昨年8月に公表した第一次ガイダンスに対して各国から寄せられた膨大な数の提案・要望を踏まえ、同ガイダンスの内容が一部修正されるとともに、同ガイダンスでは触れられていなかった、「パススルー額」や「みなし遵守規定」について、米国財務省及びIRSの現時点における考え方が示されている。
- これを受けて、本協会では本年4月に証券戦略会議の下「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』(FATCA)への対応に係るワーキング・グループ」を設置し、議論を重ねた結果、我が国証券会社にとって、依然として実務上の対応が困難な項目が多々認められることから、今回の第二次ガイダンスに対して意見書を提出することとした。
- 本意見書は、同ワーキング・グループで素案を作成の後、会員証券会社に対してメンバーズ・コメントの募集(期間:5月20日から26日まで)を行い、取りまとめたものである。

第二次ガイダンスの主要項目(その1)

■ 既存個人口座の中から米国口座を検出するための主な確認手順



第二次ガイダンスの主要項目(その2)

■ パススルー額の取扱い

- ◆ 外国金融機関(FFI)は、次の者に対して支払う「パススルー額」に対して30%の源泉徴収を行う義務を負う。
 - ・ 非協力的顧客(米国口座に関する情報の開示を拒否する顧客)
 - ・ 不参加FFI(IRSとの間でFFI契約を締結しない外国金融機関)
- ◆ 「パススルー額」は、源泉徴収対象額(米国証券の利金、配当金など)についてはその全額、源泉徴収対象でない支払額については「パススルー率」を掛けた金額
- ◆ 「パススルー率」(PT率)は、発行者・支払者であるFFIの総資産に米国資産が占める割合

四半期毎にパススルー率の計算・公表が必要

銀行、ファンド等の配当等から源泉徴収が必要

<計算例>

四半期毎のパススルー率の計算・公表、源泉徴収義務

⇒ 重点要望3へ(P8)

米国法人株式 20

+

投資ファンド(参加FFI)の持分
30 × PT率50% = 15

+

邦銀(参加FFI)預金口座
20 × PT率25% = 5

金融機関、ファンド
(発行者・支払者FFI)

米国資産 40

その他資産 60

パススルー率は40%

保護預り金融機関
(支払取扱FFI)

配当金・利金・収益分配金等のうち
40%を米国源泉由来の「パススルー額」とみなし、30%の源泉徴収

株主、社債権者、受益者等
(非協力顧客又は不参加FFI)

第二次ガイダンスの主要項目(その3)

■ FFIによる認証義務

- ◆ FFIの最高コンプライアンス役員(Chief Compliance Officer)又は同等の役員は、個人口座の特定に必要な手続きを踏んだことをIRSに認証する必要がある。
また、FFI契約発効日までの間に、経営陣が顧客に米国口座であるという判定を逃れるためのアドバイスをしていないこと等をIRSに認証する必要がある。

■ みなし遵守規定

- ◆ みなし遵守FFIとして認定されるための主な条件(地域金融機関の例)
 - ・ 拡大関連者グループ※内の1社以上が参加FFIになること
 - ・ 拡大関連者グループの各FFIが、国外に拠点を持たず、国外で勧誘行為をしないこと
 - ・ 参加FFIと同様の米国口座等の検出を行い、検出された場合に当該口座を排除すること

■ リードFFI

- ◆ FFIグループ※内に、「リードFFI」の設置が求められる。
リードFFIは、グループ各社のFFI契約等について認証を行い、グループを代表して申請手続等を行う必要がある。

※ 拡大関連者グループ：議決権、持分等が50%超で連鎖するグループ

※ FFIグループ：議決権、持分等が50%超で連鎖するFFIのグループ

重点要望項目

- 要望1:「プライベートバンキング口座」(ステップ3)については、より詳細な確認が求められているが、口座残高の基準を100万ドル以上とすることなど、プライベートバンキングの実態に合わせてその定義を見直すこと
- 要望2:「高額残高口座」(ステップ5)については、より詳細な確認が求められているが、リスクベース・アプローチ※の観点から電子検索のみとするか、又は口座残高の基準を1,000万ドル以上に引き上げること
- 要望3:「パススルー額」の考え方については根本的に反対であり、実効性のある手続きに改めること

※ リスクベース・アプローチ：過度なコスト負担を回避しながら租税回避行為のリスクが高い顧客層に対してフォーカスする手法

要望1:「プライベートバンキング口座」(ステップ3)については、 口座残高の基準を100万ドル以上とすることなど、その定義 を見直すこと

プライベートバンキング口座については 詳細な確認が求められる(ステップ3)

- ◆ 「プライベートバンキング口座」とは、「プライベートバンキング部門」によって管理されている口座、または「プライベートバンキングリレーションシップ」の一環で管理されている口座
- ◆ 「プライベートバンキング部門」とは、以下の(A)から(D)のいずれかに該当するもの
 - (A) 「プライベートバンキング」などの呼称がついている
 - (B) 資産家顧客へのサービスに特化している
 - (C) マネーロンダリング規制等においてプライベートバンキング部門に分類されている
 - (D) 従業員が、(i) 又は (ii)を行っている
 - (i) 通常は提供されない投資アドバイス等の提供
 - (ii) 通常は収集されない顧客の財産情報等の収集
- 「プライベートバンキングリレーションシップ」とは、役職員が、上記(D) (i) 又は (ii)を行うこと

【要 望】

- 欧米等の「プライベートバンキング」の実態に合わせた定義見直し
 - (1) 口座残高の基準を100万ドル以上とすること
 - (2) 左記(A)～(D)については、「全て」を満たすこと
 - (3) 左記(A)については、単に呼称のみで判断しないこと
 - (4) 左記(D)の(i)及び(ii)については、「全て」を満たし、さらに以下の条件を追加すること
 - ① 同一の担当者が顧客の生涯にわたり継続的に担当すること
 - ② 自社及び系列会社以外の金融商品についても投資助言を行うこと
 - ③ 預かり資産の残高をベースに報酬を受け取ることなど

要望2:「高額残高口座」(ステップ5)については、リスクベース・アプローチの観点から電子検索のみとするか、又は口座残高の基準を1,000万ドル以上に引き上げること

高額残高(50万ドル以上)口座については
詳細な確認が求められる(ステップ5)

+

FFI契約発効後3年目から毎年、上記のステップ5について再確認することが求められる

【 要 望 】

- リスクベース・アプローチの徹底
上記のステップ3で、プライベートバンキング口座に関しては詳細な確認を行うことから、その他の口座の確認については簡素化すべき
具体的には、非プライベートバンキング口座については、ステップ4の電子検索のみとすること
- 口座残高の基準引き上げ
何らかの形で確認を求めるのであれば、FATCAが米国人富裕層による租税回避の防止を目的としていること等の観点から、口座残高の基準を1,000万ドル以上とすること

要望3:「パススルー額」の考え方については根本的に反対であり、実効性のある手続きに改めること

■ パススルー額の取扱いに関する問題点

◆ パススルー率の基本的考え方

今回のガイダンスでは、明らかに米国源泉所得でないもの（例えば、我が国証券会社や銀行が発行する証券の利金、配当金など）がパススルー支払に含まれ、源泉徴収対象とされていることは極めて遺憾。

◆ パススルー率の算定

多くの金融機関において、保有資産が米国資産か否か、FATCAに規定されるFFIが発行したものか否かといった分別管理は行っておらず、全ての資産について四半期毎にこのような分類を行うことは、現実的には不可能に近い。

◆ パススルー率の公表

ガイダンスの計算ルールに従えば、複数のFFIが相互に持分や債権を保有しているケースにおいて、相手方のFFIのパススルー率が確定するまで自らのパススルー率が計算できない、という関係が相互に生じ得る。このような取引関係の連鎖は金融界では極めて一般的であり、実務上、パススルー率の計算には難題が多いといわざるを得ない。

【 要 望 】

「パススルー額」の基本的考え方として、あくまで米国源泉の利子、配当や米国資産の譲渡対価に限るべき

その他の主な要望・提案項目

- FFIによる認証義務【意見書10ページ参照】
責任役員等によるベストエフォートをもって免責されるよう要望
- みなし遵守規定【意見書12ページ参照】
我が国の証券会社も対象となるよう見直しを要望
- リードFFI【意見書15ページ参照】
リードFFIを利用するかどうかは、あくまでもFFI側に選択権を持たせるよう要望
- 米国口座の確認書類の範囲【意見書4ページ参照】
FFIは通常業務の範囲内で入手した書類に基づき判定すればよいことの明確化を要望
- 顧客口座の名寄せ【意見書4ページ参照】
社内で別口座として認識されている口座の名寄せ作業は不要であることの明確化を要望
- 居住性概念の導入提案【意見書4ページ参照】
リスクベース・アプローチの考え方を推し進め、FFI所在国の非居住者についてはステップ3からステップ5まで、FFI所在国の居住者についてはステップ4のみを適用することを提案
- 米国居住性の確認手続【意見書6ページ参照】
顧客の米国居住性を確認する手続きについては削除を要望
- 長期非協力口座の取扱い【意見書10ページ参照】
顧客情報の受け渡しについて、日米租税条約上の情報交換条項の活用等を要望
- 米国口座の報告【意見書14ページ参照】
「総入出金額」の報告が認められるよう要望